

第1章 バリアフリー法及び基本構想について

1. 本基本構想策定の背景と目的

(1) 本基本構想策定の背景

各務原市では、平成14年に交通バリアフリー法に基づく「新鵜沼駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、これに基づき、名鉄新鵜沼駅及びJR鵜沼駅、自由通路、駅から周辺経路（特定経路・準特定経路）について、バリアフリー整備を進めてきました。

このような状況の中、国では「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月）」でバリアフリー化の整備目標対象とする公共交通施設を「1日平均利用者5,000人以上」から「3,000人以上」に拡大する方針が示されました。これにより、市内で該当する駅は新鵜沼駅の1駅から、新那加駅、各務原市役所前駅、三柿野駅、名電各務原駅が増え5駅となります。これらの駅は、新那加駅を除いては鉄道事業者により順次スロープの設置等のバリアフリー整備が進められています。

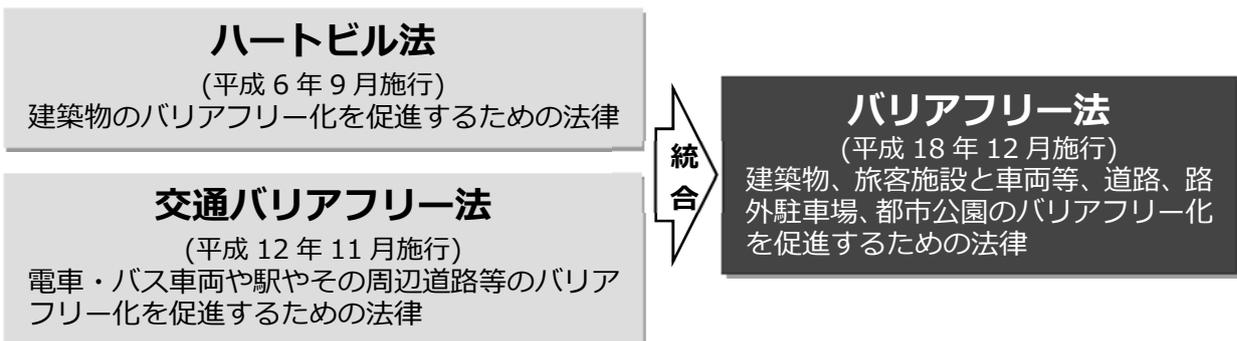
今後、新那加駅についても、駅周辺が商業・業務施設が集積する西の拠点であることから駅や連絡通路のバリアフリー化とともに、交通結節点機能の向上や歩行者ネットワークの形成を図ることが喫緊の課題となっています。

(2) 本基本構想策定の目的

本基本構想は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」いわゆる「バリアフリー法」第25条に基づき策定するものです。また、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」や高齢者、障がい者等の意向を踏まえ、あらゆる人が安心・安全及び快適に移動等ができる環境を目指すことを目的としています。

※バリアフリー法とは

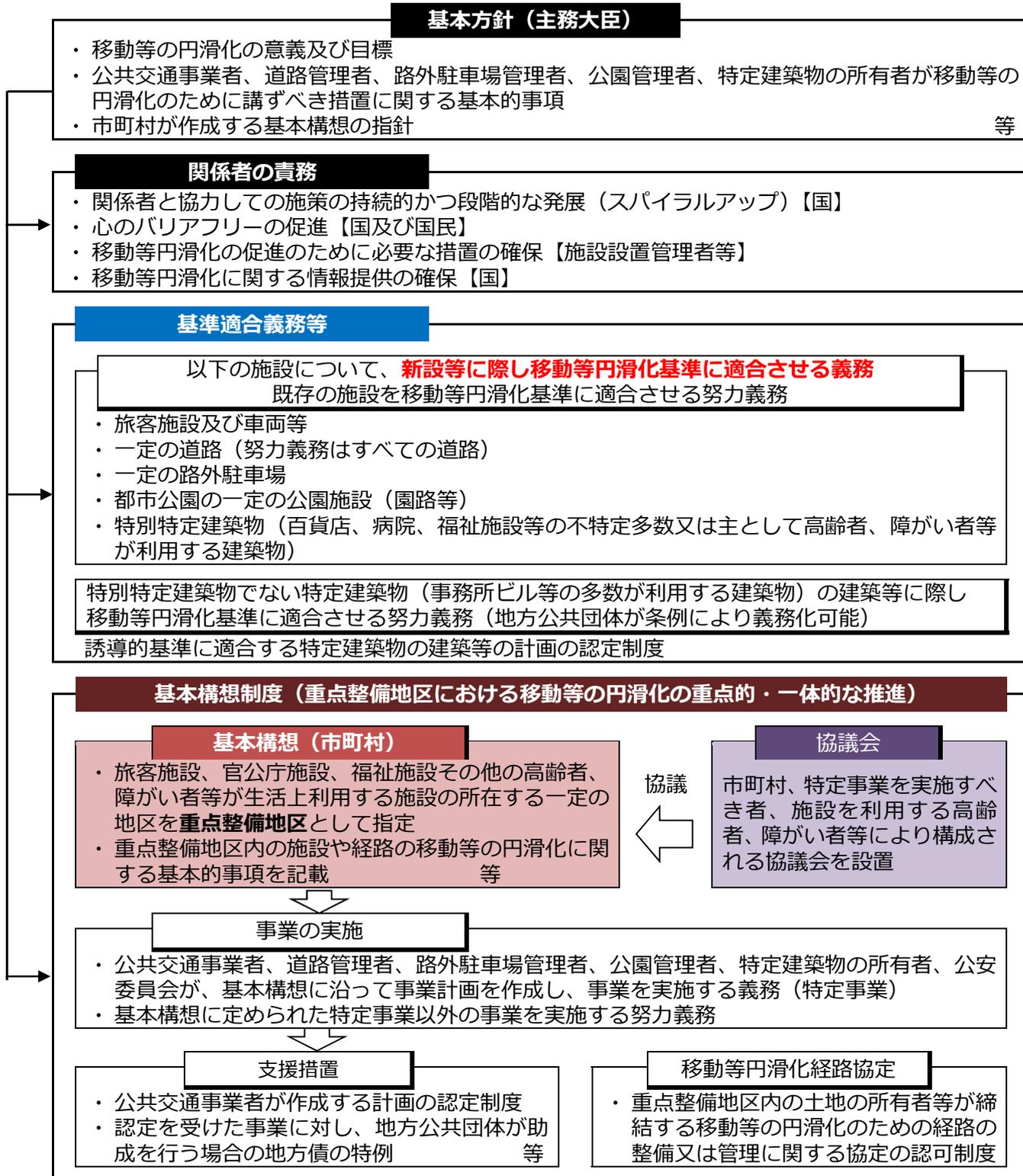
高齢化への対応や障がい者の社会進出等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げる必要があるため、建築物を対象とした従来の「ハートビル法」、原則として旅客施設や車両、道路等を対象とした従来の「交通バリアフリー法」を統合し、平成18年12月に施行された法律です。



2. 法律の枠組み

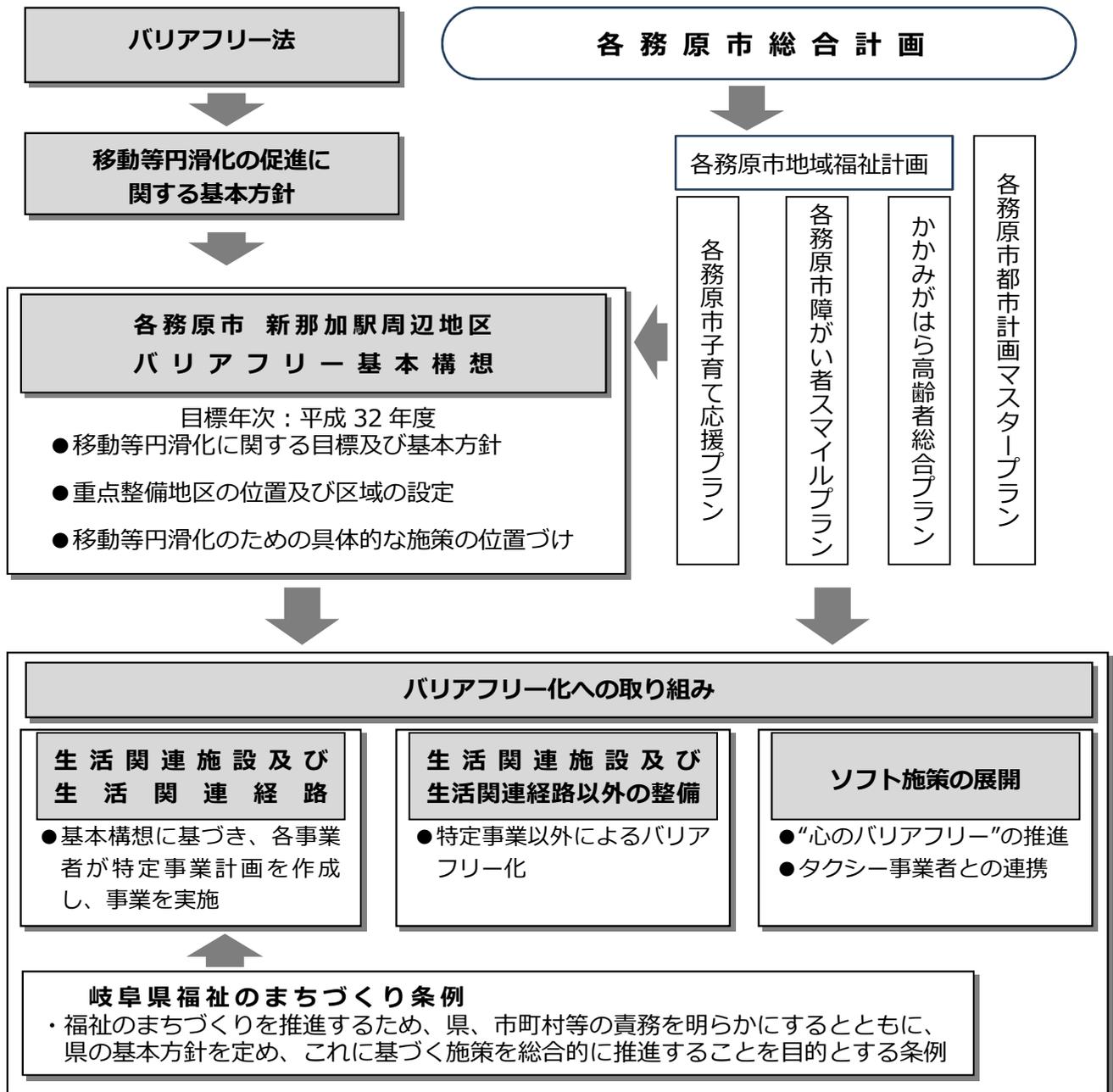
バリアフリー法では、個々の公共交通機関、建築物等の新設に際し『基準適合義務等』とともに、施設が集積する地区における移動等の円滑化の重点的・一体的なバリアフリー化を図る『基本構想制度』が設けられています。本基本構想は、この基本構想制度により、新那加駅周辺における面的・一体的なバリアフリー化を図ります。

【バリアフリー法の基本的枠組み】



3. 本基本構想の位置付け

本基本構想は、バリアフリー法及び移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、各務原市総合計画のテーマである「笑顔があふれる元気なまち ～しあわせ実感 かかみがはら～」をはじめとし、「各務原市都市計画マスタープラン」等のまちづくりに関する計画や、「各務原市地域福祉計画」等の福祉に関連する計画等と整合を図っていきます。



【基本構想の計画期間】

本基本構想の計画期間は国の基本方針との整合を図り、平成 27 年度から平成 32 年度までとします。

4. 本基本構想の策定体制

本基本構想の策定にあたっては、専門的かつ幅広い視点から検討を加えるため、学識経験者、高齢者、障がい者等の各種団体、地元住民、関係機関の代表者等で構成する「新那加駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、基本構想の内容検討及び意見調整を行いました。

また、高齢者、障がい者等を対象としたアンケート調査およびタウンウォッチング（まち歩き）、関係機関との協議等を行いました。

